

意見提出要領

1 意見募集対象

「平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間適用される東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数」

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) 「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) に掲載するほか、総務省情報流通行政局総務課（総務省11階）にて閲覧に供するものとします。

3 意見の提出方法

1 下記（1）～（3）

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

2 下記（4）

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

- 磁気ディスク：フロッピーディスク（3.5インチ、2HD）、CD-R、CD-RW 又はMO
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）
- 磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

F A X番号：03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： kaikai@ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成24年5月1日（火）午後5時（必着）（郵送の場合も、平成24年5月1日（火）必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出された意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 宛

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成24年3月30日付けで公告された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。